

## 第4章 広島豊かな「生物多様性の保全」

### 【目指す姿】

- 県民一人ひとりが、生物多様性の重要性を認識し、日常的にその恵みを享受できる、自然と人との共生社会が構築されています。
- 中国山地及び瀬戸内海などの環境や野生動植物の生息・生育空間が保全され、多種多様な野生生物が生息・生育し、自然と気軽に触れ合える場が身近に確保されています。

### 第1節 生態系の保全と野生生物の種の保護

#### 1 生物多様性の保全

### 【現状と課題】

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する野生生物15,314種のうち、絶滅のおそれのある野生生物として1000種（うち19種は既に絶滅）が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、オグラセンノウなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

一方、シカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、指定野生生物種であるツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

さらに、海外から持ち込まれた外来生物が、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、本県においてもアライグマやアルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物の生息が確認されており、生息域の拡大を防止する必要があります。

これらの課題について、総合的かつ計画的に対策を実施するため、平成25年3月に「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」を策定し、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図ることとしています。

図表 4-1-1 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（平成23年度）

分類群	区分 (旧は平成15年度)	県内 種数	カテゴリー別種数					選定 種数
			絶滅	絶滅危惧I類	絶滅危惧II類	準絶滅危惧	要注意種 (旧:情報不足)	
種子植物 ・シダ植物	新		4	109	145	140	60	458
	旧	2,928	3	80	125	121	25	354
コケ植物	新			38	10	4	2	54
	旧	719		38	10	4	2	54
藻類	新			1		11	17	29
	旧	1,258		1			10	11
地衣植物	新		1	3	5	7		16
	旧	382		3	8	3		14
菌類	新				12	30		42
	旧	700			9	24		33
哺乳類	新		3	6	5	8		22
	旧	43	3	4	3	6	3	19
鳥類	新			8	10	14	11	43
	旧	302		9	6	17	7	39
爬虫類	新				1	3	2	6
	旧	16			1	3	1	5
両生類	新			1	5	4		10
	旧	19		2	3	4		9
汽水・淡水 魚類	新		2	10	5	12	8	37
	旧	84		11	3	4		18
昆虫類	新		8	46	36	92	37	219
	旧	8,318	4	23	41	84		152
貝類	新		1	6	8	14	7	36
	旧	133	1	4	9	15	8	37
その他無 脊椎動物	新			1		12	15	28
	旧	412		1		5		6
合計	新		19	229	242	351	159	1000
	旧	15,314	11	176	218	290	56	751

資料：県自然環境課

図表 4-1-2 指定野生生物種等の指定状況

種名	分類	種名	分類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム, オオハム, アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆虫類	計11種類 (※は特定野生生物種。)	

資料：県自然環境課

図表 4-1-3 特定野生生物種

種名	分類	種別
ミヤジマトンボ	昆虫類	1種

資料：県自然環境課

図表 4-1-4 野生鳥獣による農作物被害額 (単位：百万円)

区分	H20	H21	H22	H23	H24
イノシシ	437	446	573	501	394
シカ	57	77	70	69	48
サル	15	23	40	20	19
その他獣類	16	21	23	14	15
鳥類	110	81	141	88	67
計	635	647	848	692	543

資料：県農業技術課

【環境の状態等を測る指標】

指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H24)	目標値	目標年度
鳥獣保護区面積	ha	62,898	61,806	63,800	H29※1
レッドデータブックひろしま掲載数	種	751	1,000	設定なし	
里山林整備面積	ha/年	313	260	同程度を整備	設定なし
生物多様性に関する講習会等への参加人数	人/年	165	2,000	3,000	H29※2
ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	4 (H21) 38 (H20) 7 (H19)	31※3	78 頭以内※3	H29
イノシシ年間捕獲頭数		17,643	22,714 (H23)	20,000※4	
ニホンジカ年間捕獲頭数		4,808	6,685 (H23)	8,000※5	

※1 平成 24.3 策定の第 11 次鳥獣保護事業計画により見直し

※2 平成 25.3 策定の未来につなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～により見直し

※3 特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画に定める除去頭数の上限値（広島県、島根県、山口県の合計）。目標値は平成 24.3 改訂の特定鳥獣保護管理計画により見直し。

※4 平成 24.3 改訂の特定鳥獣保護管理計画により見直し

※5 H25.3 改正の特定鳥獣保護管理計画により見直し

【取組状況】

(1) 生物多様性の保全推進

ア 広島県生物多様性保全促進事業 [自然環境課]

生物多様性の保全を図るためには、様々な主体による取り組みが求められます。NPO 等が実施する絶滅危惧種等の保護活動、生物多様性に関する普及啓発活動、市町が行う特定外来生物の防除活動を支援します。

【平成 24 年度実績】市町が実施する特定外来生物の防除活動を支援(三次市, アライグマ)。

【平成 25 年度内容】市町が実施する特定外来生物初期防除の助成。NPO 等が実施する生物多様性に関する普及啓発活動又は絶滅危惧種等の保全活動への補助。ヒョウモンモドキ保全地域協議会への参画。

イ ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境課]

ミヤジマトンボ（特定野生生物種）の生息地の環境が海砂の侵入により悪化しているため、その生息

環境を整備するとともに、台風等による生息地の破壊に伴う絶滅のリスクを回避するため、幼虫の人工孵化・飼育を行います。

【平成24年度実績・平成25年度内容】専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、生息環境整備等について検討するとともに、海砂の除去、草刈等を実施し、生息環境を整備。また、絶滅リスク分散のための生息域外保全（人工孵化・幼虫飼育）を実施。

ウ アビ生息調査 [自然環境課]

鳥島に指定されているアビ（指定野生生物種）について、その飛来数を調査し保護対策を行います。

【平成24年度実績・平成25年度内容】生息海域において、飛来数調査を実施。

エ 外来生物の生息域の拡大防止 [自然環境課]

外来生物による生態系のかく乱及び農業被害・生活被害の防止に努めます。

【平成24年度実績・平成25年度内容】「アルゼンチンアリ対策広域行政協議会」において情報交換を行うことにより市町の自主的な防除への取組を促進。また、広島県生物多様性保全促進事業（再掲）を実施することにより、特定外来生物の侵入初期の防除を行うための経費を市町に助成し、生息域の拡大を防止。

オ 八幡湿原自然再生事業 [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行います。

【平成24年度実績】工事完了後の植生の変化や、事業の効果と影響を調査するとともに、今後の維持管理の方針等について検討。八幡湿原自然再生協議会等との連携により、事業後地の再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。

【平成25年度内容】八幡湿原自然再生協議会等との連携により、事業後地の再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。また、自然再生事業の評価を行う。

カ 公共事業や開発事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課、道路整備課]

【平成24年度実績・平成25年度内容】規模の大きな事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

キ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課、道路整備課]

【平成24年度実績・平成25年度内容】道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

(2) 生物多様性の県民への周知

ア 生物多様性モニタリング事業 [自然環境課]

生物多様性を保全しその持続可能な利用を図るためには、生物多様性の状況を把握し科学的な評価に基づいた対策を行うとともに、生物多様性の重要性について県民の理解を得ることが必要です。そのため、専門家による生物多様性の現況を把握するためのモニタリング方法を確立するとともに、県民参加による生物多様性のモ

ニタリング調査を実施します。

【平成 25 年度内容】レッドデータブックの改訂等の基礎資料とするための生物多様性現況調査マニュアルの作成。県民からの生物多様性に関する情報の収集及び県民への情報発信。

イ 愛鳥週間ポスター募集 [自然環境課]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスターを募集し表彰します。

【平成 24 年度実績】ポスターの応募総数：349 点（小学校 127 点，中学校 127 点，高等学校 91 点，特別支援学校 4 点）

【平成 25 年度内容】引き続き、ポスターを募集し鳥獣保護の意識啓発を実施

平成 25 年度愛鳥週間ポスター特選（平成 24 年度募集分）

		
<p>広島市立可部小学校 2年 池村 萌々子</p>	<p>如水館中学校 1年 藤田 真由</p>	<p>広島県立尾道東高等学校 1年 藤村 かづき</p>

(3) 地域における人と自然との関係の再構築

ア 特定鳥獣保護管理計画の推進 [自然環境課]

イノシシとニホンジカについては、農林作物の被害が高止まりした状態であり、人の生活や経済活動と野生動物の間の軋轢の解消を図るための適切な管理（個体数調整を含む。）を行うことが求められています。

ツキノワグマについては、人身被害の防止を前提として、西中国山地に生息する地域個体群を山口県・島根県の3県で保護管理を行います。

【平成 24 年度実績】ニホンジカについて、第3期特定鳥獣保護管理計画（H24～H28 年度）を改正。

【平成 25 年度内容】これまで5年に1度実施していたニホンジカの生息密度調査を、毎年実施するための調査方法の変更について検証する。

イ 野生動物保護管理対策推進事業 [自然環境課]

平成 23 年度野生動物保護管理対策検討事業での検討結果に基づき、人と野生動物の調和的共存を図るため、科学的なデータに基づいた総合的な野生動物の管理を推進するためのモニタリング調査や職員の専門性の向上を図る。

【平成24年度実績】出没の予測や住民等への注意喚起を行うため、ツキノワグマの餌食物である堅果類の豊凶調査を開始。また、専門家による科学部会を常設化し、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマについて、モニタリング結果等に係る科学的評価を得た。錯誤捕獲されたツキノワグマへの対応を適切かつ迅速に実施するためのマニュアルを作成し、職員への研修を実施。

【平成25年度内容】昨年度に引き続き、ツキノワグマの餌食物である堅果類の豊凶調査を実施。また、専門家による科学部会において、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマについて、モニタリング結果等に係る科学的評価を得る。錯誤捕獲されたツキノワグマへの対応を適切かつ迅速に実施するための職員への研修を実施する。

#### ウ クマレンジャー事業 [自然環境課]

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【平成24年度実績・平成25年度内容】クマ出没地域周辺のパトロール等を実施。

#### エ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討、実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度による支払いを実施します。

【平成24年度実績・平成25年度内容】構成9市町により、保護管理対策について検討・実施。平成25年度は普及啓発用のパンフレット等を作成し住民等に配布。

#### オ 被害防止の普及啓発 [自然環境課]

ツキノワグマによる人身被害防止のため、小学生を対象に普及啓発を行います。

【平成24年度実績】広島市立湯来東小学校及び北広島町立雲月小学校、庄原市立西城小学校、北広島町立大朝小学校、広島市立久地小学校、安芸太田町立筒賀小学校で、ツキノワグマの生態や対処法について、啓発事業を実施。

【平成25年度内容】引き続き、小学生を対象とした講座を5校程度で実施する予定。

#### カ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

狩猟による鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第11次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定します。

【平成24年度実績】鳥獣保護区（103箇所61,806ha）。

【平成25年度内容】鳥獣保護区（102箇所59,647ha）。